

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により作成された岐阜県計画に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化及び連携の推進を図る事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業の内容及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、次に掲げる額を比較して小さい方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 別表の補助対象事業の区分ごとに同表に定める基準額と同表に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して小さい方の額を合計した額

(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、当該申請書において定める書類を添付しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 補助対象経費の配分を変更する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の20%未満の変更である場合は、この限りでない。

(2) 補助対象事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い補助金の額の変更がない場合又は補助対象経費の20%未満の減額である場合は、この限りでない。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(5) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を速やかに、遅くとも補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(6) 補助金に係る消費税等仕入控除税額があるときは、当該消費税等仕入控除税額を県に返還すること。

(7) 補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の末日までに、補助対象事業に係る病床の入院基本料の届出を行うこと。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(8) 回復期病床に転換した日の属する年度の翌年度以後3年間は、補助対象事業に係る病床を回復期病床として運用すること。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第5号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）

(3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(4) 前項第5号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

(補助対象事業の着手)

第6条 補助対象事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に補助対象事業に着手する場合には、あらかじめ別記第6号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなけれ

ばならない。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に補助対象事業に着手する場合は、知事から前項の着手届を受理した旨の通知を受けてから着手するものとする。この場合において、交付決定までに生じた損失等は、補助金の交付を受けようとする者の責任とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとし、当該報告書において定める書類を添付しなければならない。

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2号に規定する財産は、取得価額又は効用の増加額が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者にあつては、30万円以上）の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて第1項に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(書類、帳簿等の整備)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(補助対象事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年11月13日制定)

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成28年4月1日一部改正)

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成29年8月30日一部改正)

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成30年4月1日一部改正)

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和4年11月1日一部改正)

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和5年8月31日一部改正)

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	基準額	補助対象経費	補助率
施設整備	1 新築又は増改築の場合 1床当たり 4,378千円 2 改修の場合 1床当たり 3,214千円	急性期病床及び慢性期病床から回復期病床に転換する際に必要となる病棟、施設等の新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1
設備整備	1施設当たり 10,800千円	急性期病床及び慢性期病床から回復期病床に転換する際に必要となる医療機器等の設備整備費（備品購入費を含む。）	2分の1

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日規則第8号）第4条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙1-1）
- 3 所要額調（別紙1-2）
- 4 所要額明細書（個別表）（別紙1-3）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書（見込書）抄本
 - （2）その他参考となる資料

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金事業計画書

(医療機関名：)

(1) 整備内容について

回復期病床への 転換病床数	施設整備について		設備整備について		転換後の病床の入院基本料	
	方法（下記から選択）	経費（単位：千円）	整備内容（機器名を具体的に）	経費（単位：千円）		
急性期病床から _____ 床	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増改築 ・改修 				地域包括ケア病棟入院基本料 回復期リハビリテーション病棟入院基本料 その他 ()	床 床 床
慢性期病床から _____ 床	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増改築 ・改修 					

(2) 事業実施前後の機能別病床数

病 床 数				
高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
→	→	→	→	→

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金 所要額調

(医療機関名：)

区 分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (G)×1/2
工事費	円	円	円	円	円	円	円	円
設備整備費								
その他								
計								

(記入上の注意)

- 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 3 「県補助基本額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 4 「県補助所要額」欄には、別表の補助率を「県補助基本額」欄にそれぞれ乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金所要額明細書(個別表)と一致するものであること。

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金 所要額明細書（個別表）

医療機関名 _____

(1) 支 出

区 分	支出予定額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 小さい方の額	摘 要 支出予定額について算出基礎 を記載すること。
(工事費)	円	円	円	
小 計				
(設備整備費)				
小 計				
合 計				
(そ の 他)				対象とする経費以外のもの支出予定 の経費を計上すること。
総 計				

(2) 収 入

区 分	収 入 見 込 額	摘 要 (算出基礎を記載すること)
寄附金その他の 収入	円	
計		

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金に係る
経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり補助対象経費の配分の変更の承認を受けたいので、病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の経費の配分及び変更後の経費の配分を比較できるように記載すること。

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金に係る
事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり事業内容の変更の承認を受けたいので、病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金に係る
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助対象事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により申請します。

記

中止（廃止）する理由

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金について、病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第5号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による額の確定額又は事業実績報告書
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（県補助金返還相当額）
金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金に関する交付決定前着手届

岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日規則第8号）第4条に基づき交付申請する予定の下記事業について、別記条件を了承のうえ補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したいので、病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 施設名称
- 2 総事業費
- 3 事業概要
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- (1) 知事から受理通知を受けるまでは着手しないこと。
- (2) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災事変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
- (3) 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (4) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (5) 事前着手であっても、関係法令・規則等を遵守すること。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書（別紙2-1）
- 2 所要額精算書（別紙2-2）
- 3 実績額明細書（個別表）（別紙2-3）
- 4 添付書類
 - （1）歳入歳出決算（見込）書抄本
 - （2）その他参考となる資料

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金 事業実施報告書

(医療機関名：)

(1) 整備内容について

回復期病床への 転換病床数	施設整備について		設備整備について		転換後の病床の入院基本料	
	方法 (下記から選択)	経費 (単位：千円)	整備内容 (機器名を具体的に)	経費 (単位：千円)		
急性期病床から _____ 床	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増改築 ・改修 				地域包括ケア病棟入院基本料 回復期リハビリテーション病棟入院基本料 その他 ()	床 床 床
慢性期病床から _____ 床	<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増改築 ・改修 					

(2) 事業実施前後の機能別病床数

病 床 数				
高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
→	→	→	→	→

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金 所要額精算書

(医療機関名：)

区分	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助 所要額 (H)	県補助 交付決定額 (I)	県補助 受入額 (J)	差引過 △不足額 (J)-(H)=(K)
工事費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
設備整備費											
その他											

(記入上の注意)

- 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。
- 2 「選定額」欄には、「対象経費の支出済額」と「基準額」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 3 「県補助基本額」欄には、「差引事業費」と「選定額」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 4 「県補助所要額」欄には、別表の補助率を「県補助基本額」にそれぞれ乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 「県補助受入額」欄には、補助事業者が県会計管理者から県補助金の交付を受けて実際に受領した金額を記入すること。
- 6 病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金実績額明細書（個別表）と一致するものであること。

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金 実績額明細書（個別表）

医療機関名 _____

(1) 支 出

区 分	支 出 済 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 小さい方の額	摘 要 支出済額について算出基礎を 記載すること。
(工事費)	円	円	円	
小 計				
(設備整備費)				
小 計				
合 計				
(そ の 他)				対象とする経費以外のもの支出済の 経費を計上すること。
総 計				

(2) 収 入

区 分		収 納 済 額 (円)	摘 要
寄附金 その他 の収入 額	寄 附 金		内訳
	そ の 他 の 収 入		内訳
合 計			

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった病床機能分化・連携基盤整備事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 _____ 円

- 1 確定補助金額（交付決定額）
- 2 既受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額

振込みは、下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口 座 名 義 人
- ・普通、当座預金の別
- ・口 座 番 号